

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「電子天秤の年次検査」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2026年12月25日
- (5) 納 入 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：イイズミ ジュンコ
担 当 者 名：飯泉 順子
電話番号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2026年 5月13日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2026年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2026年 4月24日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 → 電子メール、郵送、持参
(いずれか)

押印の省略 → 可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2026年4月24日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「電子天秤の年次検査」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

電子天秤の年次検査 仕様書

2026 年度
公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的.....	1
3. 作業実施場所.....	1
4. 納期.....	1
5. 作業内容.....	1
5.1 作業前準備.....	1
5.2 対象機器及び員数.....	2
5.3 検査項目及び判定基準.....	2
5.4 留意事項.....	3
6. 業務に必要な資格.....	3
7. 支給品及び貸与品.....	3
7.1 支給品.....	3
7.2 貸与品.....	3
8. 提出書類.....	4
9. 検収条件.....	4
10. 契約不適合責任.....	4
11. 適用法規及び規定等.....	4
12. 特記事項.....	5
13. 総括責任者.....	5
14. その他.....	5

1. 件名
電子天秤の年次検査

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所（以下、「OSL」という。）で使用している電子天秤の性能を維持するために実施する年次検査について定めたものである。

受注者は対象機器の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施すること。

3. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
日本原燃株式会社 六ヶ所再処理事業所内
OSL 内指定場所

4. 納期

2026年12月25日

5. 作業内容

5.1 作業前準備

受注者は、分析セル及び中放射性グローブボックス内に設置してある電子天秤の検査に使用する以下の分銅について準備すること。

(1) 品名：JCSS 校正証明書付き分銅 10 g

規格：E2 級

員数：2 個

(2) 品名：JCSS 校正証明書付き分銅 20 g

規格：E2 級

員数：2 個

(3) 品名：JCSS 校正証明書付き分銅 50 g

規格：E2 級

員数：2 個

(4) 品名：JCSS 校正証明書付き分銅 100 g

規格：E2 級

員数：2 個

(5) 品名：JCSS 校正証明書付き分銅 200 g

規格：E2 級

員数：2 個

5.2 対象機器及び員数

- (1) メトラー・トレド株式会社製 AX504 1 台
- (2) メトラー・トレド株式会社製 AX504DR 1 台
- (3) メトラー・トレド株式会社製 PB3002-S 1 台
- (4) メトラー・トレド株式会社製 SAG204 2 台

5.3 検査項目及び判定基準

検査は、下記に示す項目について、「OIML R 76」「EURAMET cg-18」「JCG203S21 不確かさの見積もりに関するガイド (はかり)」「JCT20302 技術的要求事項適用指針 (はかり)」または、これらと同等の規格に準拠して、検査を実施する。なお、検査において判定基準から外れた場合は、判定基準を満足するよう可能な限り調整を行い、電子天秤の性能を維持すること。

- (1) 本体外観
検査内容 : 銘板等に記載されている、型式、器物番号、秤量及び目量等を確認する。
判定基準 : 汚れ、錆、メッキの剥がれ、表示の不鮮明等がないこと。
- (2) 操作ボタンの動作確認
検査内容 : 電子天秤の各操作ボタンの動作を確認する。
判定基準 : 操作ボタンの動作に支障がないこと。
- (3) 風袋引き
検査内容 : 任意の荷重を負荷し、風袋引きを行うこと。
判定基準 : 風袋引きができること。
- (4) 内部調整機能
検査内容 : 天秤の内部調整機能の作動を確認すること。
判定基準 : 内部調整機能が作動すること。
- (5) 繰り返し性
検査内容 : 最大荷重の 50% から 100% の範囲内で決定した荷重 (ただし、受注者による技術的見解で荷重を決定してもよい) を同一場所に、5 回以上検査に必要な回数負荷する。

判定基準 : 最大偏差が、機器に応じた最大許容誤差内であること。

(6) 偏置荷重

検査内容 : 皿の中央、右前、左前、右後、左後に最大荷重の約1/3の荷重を負荷し、各指示値を確認すること。

判定基準 : 中心の荷重と偏置荷重の指示値間の最大差が、機器に応じた最大許容誤差内であること。

(7) 非直線性

検査内容 : 最大荷重の0%、約25%、約50%、約75%、約100%の荷重を負荷し、各指示値を確認すること。

判定基準 : それぞれの荷重の偏差が機器に応じた最大許容誤差内であること。

5.4 留意事項

検査でマスタースレーブマニプレータ・トングマニプレータ操作、もしくは、グローブ作業等が必要な場合は、センター検査分析部六ヶ所分析課に所属するグローブボックス等作業従事者が実施する。

6. 業務に必要な資格
なし

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品

- (1) 品名 : 電気、ウエス、RI手袋、紙テープ等
- (2) 数量 : 「5. 作業内容」に示す作業の実施に必要な量
- (3) 支給場所 : 「3. 作業実施場所」に示す場所
- (4) 支給時期 : 「5. 作業内容」に示す作業の終了する日までの期間中
- (5) 支給方法 : 「3. 作業実施場所」に示す場所にて、センター検査分析部六ヶ所分析課員の立会いのもとで支給する。

7.2 貸与品

- (1) 品名 : JCSS 校正証明書付き分銅、警報付きポケット線量計 (APD)、管理区域用作業服 (イエロー服)、綿帽子 (黄色)、靴下 (黄色)、安全靴、綿手袋、半面マスク、放射線測定器類、工具等
- (2) 数量 : 「5. 作業内容」に示す作業の実施に必要な数
- (3) 貸与場所 : 「3. 作業実施場所」に示す場所
- (4) 貸与時期 : 「5. 作業内容」に示す作業の終了する日までの期間中
- (5) 貸与方法 : 「3. 作業実施場所」に示す場所にて、センター検査分析部六ヶ所分析課員の立会いのもとで貸与する。

8. 提出書類

No	書類	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1
2	作業工程表	契約後速やかに	1
3	検査要領書	契約後速やかに	1
4	検査報告書 (英語版)	納期までに	1
5	センターが要求する申請書	センターが要求する申請書の提出期限までに	1

受注者は、本作業で使用した分銅の国家標準または国際標準までトレース可能な校正証明書、試験成績書及びトレーサビリティ体系図の写しを検査報告書に添付すること。

(提出場所)

センター検査分析部六ヶ所分析課

9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す作業の終了、「8. 提出書類」の提出並びに、センター検査分析部六ヶ所分析課が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 契約不適合責任

(1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。

(2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規及び規定等

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定

六ヶ所保障措置センター核物質防護規定

六ヶ所保障措置分析所核物質防護要領

六ヶ所保障措置分析所放射線管理要領

放射線管理仕様書

六ヶ所保障措置分析所安全作業要領

再処理施設出入管理細則
再処理事業部放射線管理仕様書

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書の記載事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。
- (2) 受注者は、センター検査分析部六ヶ所分析課から保安上の指示を受けた場合は、その指示に従い行動すること。
- (3) 受注者は、本作業を実施することにより取得した作業に関するデータ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供しないこと。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。

13. 総括責任者

受注者は、本作業を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（総括責任者）を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 現場作業者の労務管理及び作業上の指揮命令。
- (2) 本作業履行に関する六ヶ所保障措置センターとの連絡及び調整。
- (3) 本仕様書に基づく定常外業務の請負処理。
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

14. その他

- (1) 本作業は、原則として六ヶ所保障措置センターの就業時間内に実施すること。
- (2) 現場作業者は、OSLにおける放射線業務従事者の指定を受けること。
- (3) 安全対策及び作業安全については、事前にセンター検査分析部六ヶ所分析課と綿密な打合せを行い、作業の安全確保に努めること。
- (4) 本作業で六ヶ所保障措置センターの設備・機器等を損傷させた場合は、受注者の責任において無償で速やかに修理を行うこと。

以上